

様式第 54（第38条の 6 関係）（平11通産令132・全改、平15経産令72・平19経産令14・平21経産令35・平22経産令35・平23経産令72・令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正）

【書類名】 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正書の提出年月日】

【手続補正 1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【その他】

〔備考〕

1 特許法第184条の 8 第 1 項の規定により補正書の写しを提出するときは、
「【書類名】」を「特許協力条約第34条補正の写し提出書」と、特許法第184条の 7 第 1 項の規定により補正書の写しを提出するときは、「特許協力条約第19条補正の写し提出書」と記載する。

2 「【手続補正 1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように1970年 6 月19日ワシントンで作成された特許協力条約（以下この様式において「特許協力条約」という。）第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の書類名を記載する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、段落番号「〇〇〇〇」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」のように特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の当該補正個所に係る項目名を記載する。

【補正方法】

【補正の内容】

- 7 「【その他】」の欄には、特許法第184条の8第1項の規定により補正書の日本語による翻訳文又は補正書の写しを提出するときは、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正箇所を「明細書○頁を補正した」（明細書に記載した配列表を補正した場合にあつては「配列表の○を補正した」）又は「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、補正書の日本語による翻訳文を提出する場合にあつては特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文の記載のうち当該補正のための根拠を記載し、補正書の写しを提出する場合にあつては同項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。また、特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正箇所を「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。
- 8 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写し、又は特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを当該提出書に添付して提出するときは、「【その他】」欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設けて、その次に「【物件名】」を設けて「補正書の写し」と記載する。この場合において「【手続補正1】」の欄は不要とする。
- 9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第52の備考1と同様とする。